

商業登記記録例集



総目次

| | | |
|------|----------------|-----|
| 第1節 | 商号の登記 | 1 |
| 第2節 | 未成年者及び後見人の登記 | 8 |
| 第3節 | 支配人の登記 | 36 |
| 第4節 | 株式会社の登記 | 44 |
| 第5節 | 合名会社の登記 | 265 |
| 第6節 | 合資会社の登記 | 299 |
| 第7節 | 合同会社の登記 | 321 |
| 第8節 | 外国会社の登記 | 343 |
| 第9節 | 登記の更正及び抹消 | 357 |
| 第10節 | 婚姻前の氏の申出に関する登記 | 372 |
| 第11節 | 経過措置（会社法施行時） | 378 |
| 第12節 | 経過措置（その他） | 402 |

商業登記記録例集

目 次

| | | |
|-------|--------------------------------|---|
| 第 1 節 | 商号の登記 | 1 |
| 第 1 | 商号の登記 | 1 |
| 1 | 商号新設の登記 | 1 |
| 2 | 営業所移転による登記 | 1 |
| (1) | 同一登記所の管轄区域内で移転した場合 | 1 |
| (2) | 他の登記所の管轄区域内に移転した場合 | 2 |
| ア | 旧所在地である場合 | 2 |
| イ | 新所在地である場合 | 2 |
| 3 | 商号の譲渡による登記 | 3 |
| (1) | 譲受人の登記 | 3 |
| (2) | 譲渡人の登記 | 3 |
| (3) | 営業譲渡の際の免責の登記 | 3 |
| 4 | 商号の相続による登記 | 4 |
| (1) | 相続人の登記 | 4 |
| (2) | 被相続人の登記 | 4 |
| 5 | 登記事項の変更による登記 | 5 |
| (1) | 商号を変更した場合 | 5 |
| (2) | 営業所を変更した場合（住居表示の実施） | 5 |
| (3) | 商号使用者が住所を移転した場合 | 5 |
| (4) | 商号使用者の住所を変更した場合（行政区画等の変更に伴う変更） | 6 |
| (5) | 商号使用者の氏名を変更した場合 | 6 |
| (6) | 営業の種類を変更した場合 | 6 |
| 6 | 商号廃止の登記 | 7 |
| 7 | 商号登記の抹消 | 7 |
| (1) | 抹消判決に基づき申請のあった場合 | 7 |

- (2) 商業登記法第33条の規定による場合 7

第2節 未成年者及び後見人の登記 8

第1 未成年者の登記 8

- 1 未成年者の登記（初めてする場合） 8
- 2 営業所移転による登記 8
 - (1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合 8
 - (2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合 9
 - ア 旧所在地である場合 9
 - イ 新所在地である場合 9
- 3 登記事項の変更による登記 10
 - (1) 未成年者の氏名を変更した場合 10
 - (2) 営業所を変更した場合（住居表示の実施） 10
 - (3) 営業の種類を変更した場合 10
- 4 消滅の登記 11
 - (1) 営業許可の取消しの場合 11
 - (2) 未成年者の死亡による場合 11
 - (3) 未成年者が成年に達したため職権で抹消する場合 11

第2 後見人の登記 11

- 1 後見人の登記（初めてする場合） 11
 - (1) 未成年後見人の登記 11
 - ア 未成年後見人が個人の場合 11
 - イ 未成年後見人が法人の場合 12
 - (2) 成年後見人の登記 13
 - ア 成年後見人が個人の場合 13
 - イ 成年後見人が法人の場合 13
- 2 後見人の権限の共同行使に関する登記 14
 - (1) 他に未成年後見人が選任されており、共同してその権限を行使する場合 14

- ア 初めて未成年後見人の登記をする場合 14
 - イ 未成年後見人の登記後、権限の共同行使をする場合 15
 - ウ 権限の共同行使を変更した場合 16
 - エ 権限の共同行使を廃止した場合 16
- (2) 他に成年後見人が選任されており、その権限の共同行使に関する定めが設けられた場合 16
- ア 初めて成年後見人の登記をする場合 16
 - イ 成年後見人の登記後、権限の共同行使に関する定めが設けられた場合 18
 - ウ 権限の共同行使に関する定めを変更した場合 18
 - エ 権限の共同行使に関する定めを廃止した場合 18
- 3 未成年後見人の権限の単独行使に関する登記 18
- (1) 他に未成年後見人が選任されており、財産に関する権限について単独行使に関する定めが設けられた場合（初めて登記する場合） 18
- (2) 未成年後見人の登記後、権限の単独行使に関する定めが設けられた場合 20
- (3) 権限の単独行使に関する定めを変更した場合 20
- (4) 権限の単独行使に関する定めを廃止した場合 20
- 4 後見人の事務分掌に関する登記 21
- (1) 初めて事務分掌に関する定めが設けられた場合 21
- ア 未成年後見人の場合 21
 - イ 成年後見人の場合 21
- (2) 事務分掌に関する定めを変更した場合 22
- ア 未成年後見人の場合 22
 - イ 成年後見人の場合 23
- (3) 事務分掌に関する定めを廃止した場合 23
- ア 未成年後見人の場合 23
 - イ 成年後見人の場合 24
- 5 営業所移転による登記 24
- (1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合 24

- (2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合 25
 - ア 旧所在地である場合 25
 - イ 新所在地である場合 25
 - (7) 未成年後見人の場合 25
 - (イ) 成年後見人の場合 26
- 6 登記事項の変更による登記 26
 - (1) 後見人が氏名を変更し又は住所を移転した場合 26
 - ア 未成年後見人の場合 26
 - イ 成年後見人の場合 27
 - (2) 後見人が商号を変更し又は本店を移転した場合 27
 - ア 未成年後見人の場合 27
 - イ 成年後見人の場合 28
 - (3) 被後見人が氏名を変更し又は住所を移転した場合 29
 - (4) 営業の種類を変更した場合 29
- 7 消滅の登記 29
 - (1) 後見監督人の同意が取り消された場合 29
 - (2) 後見人が辞任した場合 30
 - (3) 未成年被後見人が成年に達した場合 30
 - (4) 成年被後見人について後見開始の審判が取り消された場合 30
 - (5) 被後見人が死亡した場合 30
- 8 民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）附則第29条の規定による登記 31
 - (1) 後見人が氏名を変更し又は住所を移転した場合 31
 - ア 未成年後見人の場合 31
 - イ 成年後見人の場合 31
 - (2) 後見人が商号を変更し又は本店を移転した場合 32
 - ア 未成年後見人の場合 32
 - イ 成年後見人の場合 32
 - (3) 成年後見人の事務分掌に関する定めの変更又は廃止の登記と同時にする場合 33

- ア 事務分掌に関する定めを変更した場合 33
- イ 事務分掌に関する定めを廃止した場合 34
- (4) 後見人の氏名若しくは商号及び住所又は成年後見人の事務分掌に関する定めの変更若しくは廃止以外の商業登記法第40条第1項各号に掲げる事項の変更の登記と同時にする場合 34
 - ア 未成年後見人の場合 34
 - イ 成年後見人の場合 35

第3節 支配人の登記 36

第1 個人商人の支配人の登記 36

- 1 支配人選任の登記 36
- 2 支配人を置いた営業所の移転の登記 37
 - (1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合 37
 - (2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合 37
 - ア 旧所在地である場合 37
 - イ 新所在地である場合 38
- 3 登記事項の変更による登記 38
 - (1) 支配人の住所を変更した場合（住居表示の実施） 38
 - (2) 商人の氏名を変更し又は住所を移転した場合 39
- 4 支配人の代理権消滅の登記 39
 - (1) 支配人が辞任した場合 39
 - (2) 商人が破産した場合 39
 - (3) 営業所を廃止した場合 40
 - (4) 支配人が死亡した場合 40

第2 会社の支配人の登記 40

- 1 支配人選任の登記 40
- 2 登記事項の変更による登記 41
 - (1) 支配人の氏名を変更した場合 41
 - (2) 支配人の住所を移転した場合 41

- (3) 支配人を置いた営業所を変更した場合（住居表示の実施） 42
- (4) 支配人を置いた営業所（支店）を移転した場合 42
- 3 支配人の代理権の消滅の登記 43
 - (1) 支配人が辞任した場合 43
 - (2) 支配人を置いた営業所を廃止した場合 43
 - (3) 支配人が死亡した場合 43

第4節 株式会社の登記 44

第1 設立に関する登記 44

- 1 設立の登記（本店所在地である場合） 44
 - (1) 取締役会を設置していない会社の場合 44
 - (2) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合（会社法第389条、第911条） 45
 - (3) 取締役会設置会社、監査役設置会社及び監査役会設置会社の場合（会社法第327条、第390条、第911条） 46
 - (4) 会計参与設置会社の場合（会社法第333条、第911条） 49
 - (5) 会計監査人設置会社の場合（会社法第337条、第911条） 49
 - (6) 仮会計監査人を選任した場合（会社法第346条第4項、第911条） 50
 - (7) 監査等委員会設置会社の場合（会社法第399条の2、第911条） 50
 - (8) 特別取締役による議決の定めがある会社の場合（会社法第373条、第911条） 51
 - (9) 指名委員会等設置会社の場合（会社法第400条、第911条） 52

2 支店所在地である場合 54

3 設立無効の登記 54

第2 商号、本店、目的、公告方法等の変更の登記 55

- 1 商号の変更等の登記 55
 - (1) 商号を変更した場合 55
 - (2) 商号抹消の判決が確定した場合 55
 - (3) 商業登記法第33条により商号を抹消した場合 55

- (4) 営業又は事業とともに商号を譲り受けて続用する場合の免責の登記 55
- (5) 屋号のみを続用する場合における会社法第22条第2項前段の免責の登記 56
- 2 本店又は支店の所在場所が変更した場合 56
 - (1) 本店変更の場合（住居表示の実施） 56
 - (2) 支店変更の場合（行政区画の変更） 56
- 3 目的を変更した場合 57
- 4 公告方法を変更した場合 57
- 〔参考〕電子公告 58
 - (1) 電子公告を公告をする方法と定めた場合 58
 - ア 電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合 58
 - イ 事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合 58
 - ウ 貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合 58
 - エ 銀行が中間貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合 59
 - (2) 電子公告に関する定めを変更した場合 59
 - ア アドレスを変更した場合 59
 - イ 事故等の場合における予備的な公告方法を変更した場合 59
 - ウ 貸借対照表の公告アドレスを変更した場合 60
 - (3) 株式会社が公告方法を電子公告から日刊新聞紙に変更した場合 61
- 5 会社法第440条第3項の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項を定めた場合 61
- 6 銀行法第57条の4の中間貸借対照表等に係る情報の提供を受けるために必要な事項を定めた場合 61

第3 本店移転の登記 62

- 1 支店がない会社の本店移転の登記 62
 - (1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合 62
 - (2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合 62
 - ア 旧所在地である場合 62
 - イ 新所在地である場合 62

〔参考〕前記(2)の本店移転無効判決が確定した場合 64

旧所在地である場合 64

新所在地である場合 65

2 支店がある会社の本店移転の登記 66

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合 66

ア 本店所在地の登記所である場合 66

イ 支店所在地の登記所である場合 66

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合 66

ア 旧所在地である場合（旧所在地に支店がある場合に限る。） 66

イ 新所在地である場合（新所在地に既存の支店がある場合に限る。） 69

中央区京橋一丁目2番2号に所在する既存の

支店登記について 71

ウ 他の支店所在地である場合 71

〔参考〕前記(2)の本店移転無効判決が確定した場合 72

旧所在地である場合 72

新所在地である場合 72

本店移転時に閉鎖した支店登記記録を回復 72

本店移転時に新設した登記記録を閉鎖 73

他の支店所在地である場合 74

3 管轄外からの本店移転の登記後旧本店所在地においても登記がされていた登記の更正又は抹消の申請があった場合 74

(1) 旧本店所在地における取締役の重任の登記事項の一部に錯誤又は遺漏があり、更正登記の申請があった場合 74

ア 本店移転の際移記した重任年月日の更正 74

イ 重任登記の遺漏について新本店所在地で更正をする場合 74

(2) 旧本店所在地における取締役の重任の登記事項全部に錯誤があり、抹消登記の申請があった場合 75

(3) 旧本店所在地における資本金の額の登記に錯誤があり、抹消登記及び変更の登記の申請があった場合 75

(4) 旧本店所在地における資本金の額の登記に錯誤があり、更正登記の申請があった場合 76

(5) 旧本店所在地における取締役の解任の登記について解任決議無効の判決確定による登記の嘱託があった場合 76

第4 支店の設置，移転及び廃止の登記 76

1 支店設置の登記 76

(1) 会社成立後支店を設置したときの本店所在地（A）でする場合 77

(2) 他の登記所の管轄区域内に支店を設置したときの新支店所在地（C）で初めてする場合 77

2 支店移転の登記 78

(1) 本店所在地（A）でする場合又は同一登記所の管轄区域内で支店を移転したとき（B→B）に支店所在地（B）でする場合 78

(2) 他の登記所の管轄区域内に支店を移転した場合 78

ア 旧所在地でする場合 78

イ 新所在地（C）で初めてする場合 79

3 支店廃止の登記 79

(1) 本店所在地（A）でする場合 79

(2) 廃止した支店所在地（B）でする場合 80

第5 役員に関する登記 81

1 取締役，代表取締役，会計参与，監査役及び会計監査人が就任した場合 81

〔参考〕就任と同時に，監査役設置会社の定款の定めを設けた場合の登記 81

2 退任の登記 82

(1) 取締役，会計参与，監査役及び会計監査人が退任した場合 82

ア 任期満了の場合 82

イ 辞任の場合 82

ウ 欠格事由が生じた場合 83

(2) 代表取締役が退任した場合 83

ア 代表取締役のみを辞任した場合 83

- イ 取締役を辞任したことに伴い、代表取締役を退任した場合 84
- ウ 死亡した場合 84
- 3 その他の変更の登記 84
 - (1) 役員等の全員が重任した場合 84
 - (2) 役員等の一部が交替した場合 85
 - (3) 役員の氏名又は名称等が変更になった場合 86
 - (4) 代表取締役の住所が変更になった場合 87
 - ア 住所移転の場合 87
 - イ 住居表示の実施の場合 88
 - ウ 行政区画等の変更の場合 88
 - エ 役員の住所と氏名を同一申請において変更する場合 89
 - オ 住所の変更を伴わないビル名、部屋番号等の追加、削除又は変更等の場合 90
 - (5) 株式会社の会計監査人の合併 90
 - ア 株式会社の会計監査人である監査法人が当該株式会社の会計監査人でない監査法人と合併し、消滅した場合 90
 - イ 株式会社の会計監査人である監査法人が当該株式会社の会計監査人である監査法人と合併し、消滅した場合 91
- 4 取締役会設置会社等の定款の定めを廃止に関する登記 91
 - (1) 取締役会設置会社の規定を廃止した場合（代表権付与の場合を含む。） 91
 - (2) 会計参与設置会社の定めを廃止した場合（会社法第334条） 92
 - (3) 監査役設置会社の定めを廃止した場合（会社法第336条第4項） 92
 - (4) 監査役会設置会社の定めを廃止した場合 93
 - (5) 会計監査人設置会社の定めを廃止した場合（会社法第338条第3項） 93
 - (6) 監査役会設置会社の定めを廃止に伴う社外監査役の旨の抹消の場合 93
- 5 監査役による監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めに関する登記 94

- (1) 新たに監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた場合 94
 - (2) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止した場合 94
- 6 特別取締役による議決の定めに関する登記 95
- (1) 新たに特別取締役による議決の定めを設けた場合（会社法第373条） 95
 - (2) 特別取締役の変更があった場合 96
 - ア 特別取締役が就任した場合 96
 - イ 特別取締役が退任した場合 96
 - ウ 特別取締役の一部が交替した場合 96
 - エ 特別取締役である社外取締役が退任した場合 97
 - オ 特別取締役である社外取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合 97
 - (3) 特別取締役による議決の定めを廃止した場合 98
- 7 会社が新たに監査等委員会設置会社となった場合 98
- (1) 新たに監査等委員会設置会社の定款の定めを設けた場合 98
 - (2) 重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する登記 100
 - ア 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを設けた場合 100
 - イ 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めを廃止した場合 100
 - (3) 監査等委員である取締役の変更があった場合 101
 - ア 監査等委員である取締役が就任した場合 101
 - イ 監査等委員である取締役が退任した場合 101
 - (7) 任期満了の場合 101
 - (4) 辞任の場合 102
 - (5) 欠格事由が生じた場合 102
- 〔参考〕任期満了により退任した監査等委員である取締役が、同日監査等委員である取締役以外の取締役に就任した場合 102

- ウ 監査等委員である取締役が重任した場合 103
- (4) 監査等委員会設置会社の定めを廃止した場合（会社法第909条，第332条第7項第2号等） 103
- 8 会社が新たに指名委員会等設置会社となった場合 105
 - (1) 新たに指名委員会等設置会社の定款の定めを設けた場合 105
 - (2) 委員，執行役又は代表執行役の変更があった場合 108
 - ア 委員等が就任した場合 108
 - イ 委員等が退任した場合 108
 - ウ 委員等が交替した場合 108
 - エ 社外取締役である取締役が退任した場合 109
 - オ 社外取締役である取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合 109
 - (3) 指名委員会等を置く旨の定めを廃止した場合（会社法第909条，第332条第7項第2号等） 109
- 9 役員等の会社に対する責任の免除に関する登記 114
 - (1) 会社に対する責任の免除の規定を設定した場合 114
 - (2) 会社に対する責任の免除の規定を廃止した場合 115
- 10 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する登記 115
 - (1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合 115
 - (2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合 116
- 11 社外取締役にに関する登記（社外監査役の場合も同様） 116
 - (1) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たすこととなった場合 116
 - (2) 任期中の取締役が社外取締役の要件を満たさないこととなった場合 116
- 12 役員等に関する判決に基づく登記（会社法第937条第1項第1号，第854条） 117
 - (1) 役員を選任する株主総会の決議の無効又は取消しの判決が確定した場合 117
 - ア 役員を選任する株主総会の決議の無効又は取消しの判決が確定した場合 117

イ 取締役を選任する株主総会の決議不存在確認の判決が確定した場合 118

〔参考〕社外取締役の選任決議の不存在の判決が確定した場合 119

(2) 役員の就任登記の抹消により法定数を欠くため、前任役員を回復する場合 119

(3) 役員を解任する判決が確定した場合 120

(4) 役員を解任する株主総会の決議の取消し、不存在又は無効の判決が確定した場合 120

第6 一時役員等の職務を行う者に関する登記 121

1 仮取締役を選任した場合（会社法第346条、第937条） 121

2 仮会計監査人を選任した場合（会社法第346条第4項、第911条第3項20号） 121

3 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合 122

4 一時監査等委員である取締役の職務を行う者に関する登記 122

(1) 監査等委員である仮取締役を選任した場合（会社法第346条、第937条） 122

(2) 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合 122

第7 役員の職務執行停止及び職務代行者に関する登記 123

1 職務執行を停止した場合（会社法第917条） 123

2 職務代行者を選任した場合（会社法第352条、第917条） 123

3 職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第917条） 124

4 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第917条） 124

5 職務執行停止の仮処分命令申立て取下げの囑託があった場合 125

6 職務代行者選任の仮処分命令申立て取下げの囑託があった場合 125

7 職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第937条） 125

8 職務執行を停止されている役員を選任する決議の無効、不存在又は取消しの判決が確定した場合 126

9 監査等委員である取締役の職務執行停止及び職務代行者に関する登記 127

- (1) 職務執行を停止した場合（会社法第917条） 127
- (2) 職務代行者を選任した場合（会社法第352条、第917条） 127
- (3) 職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第917条） 128
- (4) 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第917条） 128
- (5) 職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第937条） 129

第8 発行可能株式総数に関する変更の登記及び発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容）に関する登記 129

- 1 発行可能株式総数に関する登記 129
 - 会社が発行可能株式総数を変更した場合（単一株式発行会社及び種類株式発行会社ともに共通） 129
- 2 発行する株式の内容に関する登記 130
 - (1) 単一株式発行会社の場合 130
 - ア 会社法第107条第1項第2号の規定に基づき、取得請求権付株式に関する定めを定款に定めた場合 130
 - イ 会社法第107条第1項第3号の規定に基づき、取得条項付株式に関する定めを定款に定めた場合 130
 - (2) 単一株式発行会社が種類株式発行会社になった場合 130
 - 会社法第108条第1項第6号の規定に基づき、取得条項付株式に関する定めを定款に設けた場合 130
 - (3) 種類株式の内容として、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会において議決権を行使できる事項、取得請求権付株式、取得条項付株式、種類株主総会の決議を要する事項及び取締役又は監査役の選任等に関する定めを定款に定めた場合 132
 - (4) 会社が発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容を変更した場合 135
 - (5) 種類株式発行会社が単一株式発行会社となった場合 135
 - ア 発行する株式の内容を登記した場合 135

イ 既発行の甲種類株式及び乙種類株式を全て消却した後等に、定款を変更して、普通株式（取得請求権や取得条項の定めのないもの）のみを発行する単一株式発行会社となった場合 136

第9 株式の譲渡制限に関する登記 136

- 1 株式の譲渡制限に関する規定を設定、変更又は廃止した場合 136
 - (1) 取締役会設置会社が株式の譲渡制限に関する規定を設定した場合（会社法第139条、第466条） 136
〔参考〕種類株式について譲渡制限に関する規定を設定した場合 137
 - (2) 株式の譲渡制限に関する規定を変更した場合 137
 - (3) 株式の譲渡制限に関する規定を廃止した場合 137

第10 単元株に関する登記 137

- 1 一単元の株式の数を設定した場合 137
 - (1) 通常の場合 137
 - (2) 会社が数種の株式を発行し、株式の種類ごとに異なる一単元の株式の数を設定した場合（会社法第188条第3項） 138
- 2 定款を変更して単元株式数を変更した場合 138
 - (1) 通常の場合 138
 - (2) 会社が数種の株式を発行する場合 138
- 3 定款を変更して一単元の株式の数の定めを廃止した場合 138

第11 募集株式発行等による発行済株式総数等の変更の登記 139

- 1 通常の募集株式発行の場合（会社法第199条、第915条） 139
 - (1) 募集株式のみを発行した場合 139
 - (2) 種類株式発行会社が優先株式を発行した場合 139
 - (3) 会社成立後に、優先配当額を定めて、配当優先株式を発行した場合（会社法第108条） 140
 - ア 既に登記されている配当優先株式を追加発行した場合 140
 - イ 既に登記されている配当優先株式と異なる優先配当額の優先株式を発行した場合 141
 - (4) 会社成立後に、取得請求権付の配当優先株式を発行した場合 142
- 2 株式を併合し、発行可能株式総数を変更した場合 146

- 3 株式の分割をした場合 146
- 4 株式の無償割当をした場合 146
- 5 株式の消却をした場合 150
- 6 新株発行無効の判決が確定した場合 150

〔参考〕公開会社が100%減資及び増資をした場合 151

一度種類株式として、定款変更し、その後消却する案 151

第12 株券発行会社に関する登記 152

- 1 株券を発行する旨の定め 152
 - (1) 株券を発行する旨の定めを設定した場合（会社法第214条） 152
 - (2) 株券を発行する旨の定めを廃止した場合（会社法第218条） 152

第13 資本金の額の変更に関する登記 153

- 1 準備金の額又は剰余金の額の減少により資本金の額を増加した場合（会社法第448条、第450条） 153
- 2 準備金の額又は剰余金の額の増加により資本金の額を減少した場合（会社法第447条） 153
- 3 資本の減少無効の判決が確定した場合 153

第14 株主名簿管理人に関する登記 154

- 1 株主名簿管理人を設置した場合（会社法第123条） 154
株主名簿管理人を設置した場合（本店証券代行部、支店） 154
- 2 株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所を変更した場合 155
- 3 株主名簿管理人を廃止した場合 155

〔参考〕端株原簿名義書換代理人の廃止（整備法第86条第1項） 155

第15 存続期間又は解散の事由に関する登記 156

- 1 存続期間又は解散の事由を設定した場合 156
 - (1) 存続期間を設定した場合 156
 - (2) 解散の事由を設定した場合 156
- 2 存続期間又は解散の事由を変更した場合 156
 - (1) 存続期間を変更した場合 156
 - (2) 解散の事由を変更した場合 156
- 3 存続期間又は解散の事由を廃止した場合 157

- (1) 存続期間を廃止した場合 157
- (2) 解散の事由を廃止した場合 157

第16 新株予約権に関する登記 157

- 1 新株予約権を発行した場合 157
 - (1) 新株予約権を発行した場合（取得条項付新株予約権の登記） 157
 - (2) 新株予約権付社債を発行した場合 158
- 2 新株予約権の行使による変更の登記 159
 - (1) 新株予約権の一部が行使された場合 159
 - (2) 新株予約権の全部が行使された場合 161
- 3 新株予約権の消却による変更の登記（会社法第276条） 162
 - (1) 新株予約権の一部が消却された場合 162
 - (2) 新株予約権の全部が消却された場合 163
- 4 新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使期間が満了した場合（会社法第287条） 164
- 5 会社分割、株式交換又は株式移転をする際に他の会社の新株予約権を交付する場合 165
 - (1) 株式交換により完全子会社となる会社の新株予約権についての登記（会社法第769条第4項） 165
 - (2) 株式移転により完全子会社となる会社の新株予約権についての登記（会社法第774条第4項） 165

〔参考1〕 転換社債の登記（平成13年法律第128号による改正前の商法の規定によるもの） 166

- 1 既に発行した転換社債について転換の条件を変更した場合 166
- 2 償還により変更した場合 167
 - (1) 一部償還の場合 167
 - (2) 全部償還の場合 168
- 3 転換の請求をすることのできる期間が満了した場合 168

〔参考2〕 新株引受権付社債に関する登記（平成13年法律第128号による改正前の商法の規定によるもの） 169

- 1 既に発行した新株引受権付社債について、新株引受権の行使により発行する普通株式1株の発行価額を変更した場合 169
 - 2 既に発行した新株引受権付社債について、社債が償還された場合 171
 - (1) 一部償還により変更した場合 171
 - (2) 全部償還により変更した場合 172
 - (3) 分離型の新株引受権付社債につき、引受権行使期間内に全部償還があった場合 173
 - 3 既に登記された新株引受権付社債について、新株引受権の行使により変更があった場合 174
 - (1) 新株引受権の全てが行使された場合 174
 - (2) 新株引受権の行使により新株を発行した場合（代用払込みでない場合） 176
 - (3) 新株引受権の行使により新株を発行した場合（代用払込みの場合） 177
 - 4 新株引受権を行使することのできる期間が満了した場合 179
- 〔参考3〕新株の引受権に関する登記（平成13年法律第128号による改正前の商法の規定によるもの） 180
- 1 新株の引受権の付与に関する規定を廃止した場合 180
 - 2 旧商法280条ノ19第1項の新株の引受権の行使による変更の登記 180
 - (1) 特定の符号で表示されている新株の引受権の一部が行使された場合 180
 - (2) 特定の符号で表示されている新株の引受権の全部が行使された場合 181
 - 3 特定の符号で表示されている旧商法第280条ノ19第1項の新株の引受権の目的たる株式が消滅した場合の変更の登記（付与決議後1年内に新株の引受権の付与が行われなかった場合、付与の条件が成就しなかった場合等） 182
 - 4 新株の引受権の行使期間の満了による変更の登記 183
- 第17 株式会社を持分会社とする組織変更の登記 184**
- 1 持分会社についてする設立の登記（合名会社の例による。会社法第744条、第920条） 184

- 2 株式会社についてする解散の登記 185
- 3 組織変更無効の判決が確定した場合 185
 - (1) 持分会社についてする解散の登記（会社法第937条第3項、規則第80条第1項第4号） 185
 - (2) 株式会社についてする回復の登記（会社法第937条第3項） 185

第18 合併に関する登記 186

- 1 新設合併の場合 186
 - (1) 新設会社（本店の所在地である場合） 186
合併に際して新株予約権を発行した場合 188
 - (2) 消滅会社（本店の所在地である場合） 189
- 2 吸収合併の場合 189
 - (1) 存続会社（本店の所在地である場合） 189
 - (2) 消滅会社（本店の所在地である場合） 190
- 3 合併無効の判決が確定した場合 190
 - (1) 新設合併の場合 190
 - ア 新設会社 190
 - イ 消滅会社 190
 - (2) 吸収合併の場合 191
 - ア 存続会社 191
 - イ 消滅会社 191

第19 会社分割に関する登記 192

- 1 新設分割の場合（会社法第763条、第924条） 192
 - (1) 設立会社（本店の所在地である場合） 192
 - (2) 分割会社（本店の所在地である場合） 194
- 2 吸収分割の場合 196
 - (1) 承継会社（会社法第758条）（本店の所在地である場合） 196
 - (2) 分割会社（会社法第758条）（本店の所在地である場合） 197
- 3 会社分割無効の判決が確定した場合 198
 - (1) 新設分割の場合 198
 - ア 新設会社 198

イ 分割会社 198

(2) 吸収分割の場合 199

ア 承継会社 199

イ 分割会社 200

第20 解散に関する登記 200

- 1 総会の決議により解散した場合（会社法第471条） 200
- 2 存続期間の満了により解散した場合 200
- 3 定款に定めた解散事由の発生により解散した場合 201
- 4 解散を命ずる判決の確定により解散した場合 201
- 5 会社法第472条の規定により解散した場合（登記されていない期間は、5年から12年に変更されている。） 201
- 6 監査等委員会設置会社が解散した場合 201
- 7 指名委員会等設置会社が解散した場合 204

第21 清算株式会社に関する登記 206

- 1 清算人、代表清算人を選任した場合（最初の清算人及び代表清算人。会社法第478条、第928条） 206
 清算人会設置会社に関する定めがある場合（会社法第928条第1項3号） 207
 清算手続開始後に、清算人設置会社の定めを設けた場合 207
 - 2 清算人が辞任、死亡した場合（会社法第928条第4項） 207
 - 3 清算人、代表清算人が就任した場合（変更による清算人又は代表清算人）（会社法第928条） 208
 - 4 清算人を解任する裁判の場合（会社法第937条） 208
- 〔参考〕会社法第480条第1項の規定により監査役を置く旨の定めを廃止した場合 209

第22 継続の登記（会社法第473条、第927条） 209

- 〔参考〕継続の登記と併せて取締役会設置会社の定めの設定による変更の登記をする場合 209
- 1 会社法施行前に解散した会社が継続した場合 209
 - 2 会社法施行後に解散した取締役会設置会社が継続した場合 210

第23 特別清算に関する登記 210

- 1 特別清算開始の登記（会社法第510条, 第938条） 210
- 2 清算人解任の登記 210
- 3 解任の取消決定確定の判決があった場合 211
- 4 特別清算開始命令取消しの登記 212
- 5 特別清算終結の登記 213

第24 民事再生に関する登記 214

- 1 監督命令の登記等 214
 - (1) 監督命令の場合 214
 - (2) 監督命令の変更（取消し）の場合 214
 - (3) 管理命令の場合 215
 - ア 管財人が自然人のとき 215
 - イ 管財人が法人のとき 215
 - ウ 管財人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 216
 - エ 管財人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 216
 - (4) 保全管理命令の場合 217
 - ア 保全管理人が自然人のとき 217
 - イ 保全管理人が法人のとき 218
 - ウ 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 218
 - エ 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 219
- 2 再生手続開始の登記 220
 - (1) 同時に管理命令があった場合 221
 - (2) 整理開始の登記がある場合 221
 - (3) 特別清算開始の登記がある場合 223
- 3 管財人の変更の登記 225
- 4 再生手続開始決定取消しの登記 226
 - (1) 整理開始の登記がある場合 226
 - (2) 特別清算開始の登記がある場合 230
- 5 再生手続廃止の登記 231
 - 民事再生に関する登記 232

6 再生計画不認可の登記 232

7 再生計画認可の登記 233

8 再生計画取消しの登記 234

9 再生手続終結の登記 236

(再生計画の認可の登記の嘱託と再生手続の終結の登記の嘱託がともにされた場合) 236

第25 会社更生に関する登記 237

1 保全管理命令の登記 237

(1) 保全管理人が1名の場合 237

(2) 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 237

(3) 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 238

2 監督命令の登記 239

(1) 監督命令の登記 239

(2) 監督命令の変更(取消し)の登記 240

3 更生手続開始の登記 240

(1) 管財人が1名の場合 241

(2) 管財人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 241

(3) 管財人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 242

4 管財人の変更の登記 243

5 更生手続開始の決定の取消しの登記 244

6 更生計画認可の登記 244

7 更生計画不認可の登記 244

8 更生会社の機関の権限回復の登記 245

9 更生手続廃止の登記 245

10 更生手続終結の登記 246

第26 外国承認援助手続に関する登記 247

1 管理命令の登記 247

2 管理命令の取消しの登記 247

3 管理命令が効力を失った場合の登記 247

4 承認管財人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 248

- 5 承認管財人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 248
- 6 保全管理命令の登記 250
 - (1) 保全管理命令の登記 250
 - (2) 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 250
 - (3) 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 251
- 7 中止の命令の登記 252
- 8 中止の命令の取消しの登記 252
- 9 中止の命令が効力を失った場合の登記 253
- 10 承認援助手続取消決定確定により国内倒産処理手続が効力を失った場合の登記 253

第27 破産法に関する登記 254

- 1 保全管理命令の登記（破産法第257条第4項、第5項） 254
 - (1) 保全管理人が1名の場合 254
 - (2) 保全管理人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 254
 - (3) 保全管理人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 255
- 2 保全管理命令の変更等の登記（破産法第257条第6項） 256
- 3 破産手続開始決定の登記（破産法第257条第1項、第2項） 256
 - (1) 破産管財人が1名の場合 257
 - (2) 破産管財人が複数ある場合で単独職務執行の許可があった場合 257
 - (3) 破産管財人が複数ある場合で職務分掌の許可があった場合 257
- 4 破産管財人に関する登記事項の変更の登記（破産法第257条第3項） 258
- 5 破産手続開始の決定の取消しの登記（破産法第257条第7項、規則第117条第2項第2号） 259
- 6 破産手続廃止の登記 260
 - (1) 破産手続開始の決定と同時にする破産手続廃止の決定の登記（破産法第257条第7項、第216条第1項） 260
 - (2) 破産手続開始の決定後の費用不足による破産手続廃止の決定の登記（破産法第257条第7項、第217第1項） 260
 - (3) 破産債権者の同意による破産手続廃止の決定（破産法第218条） 260
- 7 破産手続終結の登記（破産法第257条第7項、第220条） 261

〔参考〕破産手続の終結の登記後に選任された清算人についてその選任決定の取消しの登記が囑託された場合 261

〔参考〕破産手続の登記後に登記記録を復活し、清算人の就任の登記をした場合 262

第28 預金保険法に関する登記 262

- 1 特定管理を命ずる処分に関する登記 262
 - (1) 特定管理を命ずる処分（預金保険法第126条の5第1項、第126条の9により読み替えて準用する第79条第1項及び第2項、規則第116条） 262
 - (2) 特定管理を命ずる処分の取消し（預金保険法第126条の9により準用する第79条第3項、規則第39条、第41条） 263
- 2 預金保険法第126条の22第6項の決定に従い発行する議決権制限株式の登記 263
- 3 預金保険法第126条の22第6項の決定に従い発行する優先出資の登記 264

第29 清算結了の登記（会社法第507条、第929条） 264

第5節 合名会社の登記 265

第1 設立に関する登記 265

- 1 設立の登記 265
 - (1) 本店所在地である場合 265
 - (2) 支店所在地である場合 266
- 2 設立無効の登記 266
- 3 設立取消しの登記 266

第2 商号、本店、目的、公告方法等の変更の登記 266

第3 本店移転の登記 266

第4 支店の設置、移転及び廃止の登記 266

第5 社員の加入、退社等に関する登記 267

- 1 社員が加入した場合 267

- [参考] 社員が各自会社を代表する場合において、法人である社員についてする登記 267
- 2 社員が退社した場合 267
 - 3 社員が退社し、加入した場合 268
 - 4 社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合 268
 - (1) 氏名変更の場合 268
 - (2) 住所移転の場合 268
 - (3) 住所変更の場合（住居表示の実施） 269
 - (4) 社員の氏名又は名称が変更になると同時に、住所又は主たる事務所が変更になる場合 269
 - 5 社員各自が会社を代表する場合に、法人である社員の職務執行者に関する変更があったとき 270
 - 6 4及び5の登記を同時にする場合の登記 270
 - 7 社員の除名の判決が確定した場合（会社法第937条第1項第1号ル） 271
 - 8 社員の業務執行権消滅の判決が確定した場合（会社法第937条第1項第1号ヲ） 271
 - 9 社員の職務執行を停止し、職務代行者を選任した場合（会社法第917条） 272
 - (1) 職務執行を停止した場合 272
 - (2) 職務代行者を選任した場合 272
 - (3) 仮処分命令の変更 272
 - (4) 仮処分命令の取消し 273
 - ア 職務執行停止を取り消した場合 273
 - イ 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合 273
 - 10 社員区・役員区に登録された法人が合併した場合 274
 - (1) 持分会社の社員の合併 274
 - ア 持分会社の社員である株式会社が社員でない株式会社と合併し、消滅した場合 274
 - ① 一般承継人が持分を承継する旨を定款で定めていない場合 274
 - ② 一般承継人が持分を承継する旨を定款で定めている場合 274

イ 持分会社の社員である株式会社が社員である株式会社と合併し、消滅した場合 274

① 合名会社における社員同士の合併等の場合 274

② 合資会社における有限責任社員同士の合併の場合（一般承継人が持分を承継する旨を定款で定めている場合に限る。） 275

③ 合資会社において、無限責任社員が消滅会社となり、有限責任社員が存続会社となる合併の場合（一般承継人が持分を承継する旨を定款で定めている場合に限る。） 275

第6 代表社員に関する登記（会社を代表しない社員がある場合に限る。） 276

1 代表社員が就任した場合 276

(1) 代表社員が就任した場合 276

(2) 法人が代表社員となった場合 276

2 代表社員が辞任、死亡した場合 276

(1) 代表社員が辞任した場合 276

(2) 代表社員が法人である場合の辞任の登記 277

3 社員が1名になったことに伴い代表社員の登記を抹消する場合 277

4 代表社員の商号変更があった場合 278

5 持分会社において会社を代表しない社員の不存在により代表社員の登記を抹消する場合 278

合名会社又は合資会社における会社を代表しない社員の不存在の場合 278

6 職務執行者に関する変更の登記 279

(1) 職務執行者を変更した場合 279

ア 職務執行者を1名選任している代表社員において、当該職務執行者が辞任、死亡し、又は解任され、新たな職務執行者を1名選任した場合 279

イ 職務執行者を1名選任している代表社員において、新たな職務執行者を1名選任した場合 279

ウ 職務執行者が複数名ある場合に、そのうち1名が辞任等をしたとき 280

- (2) 職務執行者の住所及び氏名が変更となった場合 280
- 7 代表社員の氏名又は名称の変更と職務執行者に関する変更を同時に
する場合 281
 - 職務執行者を1名選任している代表社員において、当該代表社員の
商号を変更し、職務執行者の住所変更をした場合 281
- 8 代表権喪失の判決が確定した場合 282
- 9 代表社員の職務執行を停止し職務代行者を選任した場合 282
 - (1) 職務執行を停止した場合 282
 - (2) 職務代行者を選任した場合 282
- 第7 存続期間又は解散の事由に関する登記 283
 - 1 存続期間又は解散の事由を設定した場合 283
 - 2 存続期間又は解散の事由を変更した場合 283
 - 3 存続期間又は解散の事由を廃止した場合 283
- 第8 合名会社を合資会社（又は合同会社）とする種類変更の登記 283
 - 1 合資会社（又は合同会社）についてする設立の登記 283
 - 2 合名会社についてする解散の登記 284
- 第9 組織変更の登記 285
 - 1 株式会社についてする設立の登記 285
 - 2 合名会社についてする解散の登記 286
- 第10 合併に関する登記 286
 - 1 新設合併の場合 286
 - (1) 新設会社（合名会社） 286
 - (2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。） 287
 - 2 吸収合併の場合 288
 - (1) 存続会社（合名会社） 288
 - (2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。） 288
 - 3 合併無効の判決が確定した場合 289
 - (1) 新設合併の場合 289
 - ア 新設会社 289
 - イ 消滅会社 289

(2) 吸収合併の場合 289

ア 存続会社 289

イ 消滅会社 290

第11 分割に関する登記 290

1 新設分割の場合 290

(1) 設立会社（本店の所在地である場合） 290

(2) 分割会社（本店の所在地である場合） 292

2 吸収分割の場合 292

(1) 承継会社（会社法第760条）（本店の所在地である場合） 292

(2) 分割会社（会社法第760条）（本店の所在地である場合） 292

3 会社分割無効の判決が確定した場合 293

(1) 新設分割の場合 293

ア 新設会社 293

イ 分割会社 293

(2) 吸収分割の場合 293

ア 承継会社 293

イ 分割会社 294

第12 解散に関する登記 294

1 総社員の同意により解散した場合 294

2 社員が欠けたために解散した場合 294

3 存続期間の満了により解散した場合 294

4 定款に定めた解散事由の発生により解散した場合 295

5 解散を命ずる裁判の確定により解散した場合 295

第13 清算人の登記 295

1 清算人を選任した場合（会社法第647条第1項第3号）（最初の清算人） 295

〔参考〕清算人が清算持分会社を代表する場合 296

2 清算人が辞任、死亡した場合 296

3 清算人が就任した場合（変更による清算人） 296

4 清算人を解任する裁判が確定した場合 296

5 解任の裁判の取消決定が確定した場合 297

第14 継続の登記 298

第15 清算終了の登記 298

第6節 合資会社の登記 299

第1 設立に関する登記 299

1 本店所在地である場合 299

2 支店所在地である場合 300

第2 商号, 本店, 目的, 公告方法等の変更の登記 301

第3 本店移転の登記 301

第4 支店の設置, 移転及び廃止の登記 301

第5 社員の加入, 退社等に関する登記 301

1 社員が加入した場合 301

(1) 無限責任社員が加入した場合 301

〔参考〕社員が各自会社を代表する場合において, 法人である社員についてする登記 301

(2) 出資を履行して加入した場合 302

(3) 持分の一部の譲受けにより加入した場合 303

2 社員が退社した場合 304

(1) 総社員の同意による場合 304

(2) 他の社員に持分の全部を譲渡した場合 304

3 社員が退社し, 加入した場合 305

(1) 有限責任社員が死亡し, その相続人が加入した場合 305

(2) 持分の全部を社員以外の者に譲渡した場合 305

4 有限責任社員が出資の目的, 価額等を変更した場合 306

(1) 出資を増加した場合 306

(2) 出資の目的を変更した場合 307

(3) 社員間の持分の一部譲渡により出資を変更した場合 307

(4) 出資を減少させた場合 308

- 5 社員の有限・無限の責任を変更した場合 308
- 6 社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合 309
- 7 社員の除名の判決が確定した場合 309
- 8 社員の業務執行権消滅の判決が確定した場合 309
- 9 社員の職務執行を停止し、職務代行者を選任した場合 309
- 第6 代表社員に関する登記 309
- 第7 存続期間又は解散の事由に関する登記 309
- 第8 合資会社を合名会社（又は合同会社）とする種類変更の登記 309
 - 1 合名会社（又は合同会社）についてする設立の登記 309
 - 2 合資会社についてする解散の登記 310
- 第9 組織変更の登記 310
 - 1 株式会社についてする設立の登記 310
 - 2 合資会社についてする解散の登記 312
- 第10 合併に関する登記 312
 - 1 新設合併の場合 312
 - (1) 新設会社（合資会社） 312
 - (2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。） 313
 - 2 吸収合併の場合 314
 - (1) 存続会社（合資会社） 314
 - (2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。） 314
 - 3 合併無効の判決が確定した場合 315
 - (1) 新設合併の場合 315
 - ア 新設会社 315
 - イ 消滅会社 315
 - (2) 吸収合併の場合 315
 - ア 存続会社 315
 - イ 消滅会社 316
- 第11 会社分割の登記 316
 - 1 新設分割の場合 316
 - (1) 設立会社（本店の所在地である場合） 316

| | |
|---------------------------------|-----|
| (2) 分割会社（本店の所在地である場合） | 318 |
| 2 吸収分割の場合 | 318 |
| (1) 承継会社（会社法第760条）（本店の所在地である場合） | 318 |
| (2) 分割会社（会社法第760条）（本店の所在地である場合） | 319 |
| 3 会社分割無効の判決が確定した場合 | 319 |
| (1) 新設分割の場合 | 319 |
| ア 新設会社 | 319 |
| イ 分割会社 | 319 |
| (2) 吸収分割の場合 | 320 |
| ア 承継会社 | 320 |
| イ 分割会社 | 320 |
| 第12 解散に関する登記 | 320 |
| 第13 清算人の登記 | 320 |
| 第14 継続の登記 | 320 |
| 第15 清算終了の登記 | 320 |
| | |
| 第7節 合同会社の登記 | 321 |
| 第1 設立に関する登記 | 321 |
| 1 本店所在地である場合 | 321 |
| 2 支店所在地である場合 | 322 |
| 第2 商号、本店、目的、公告方法等の変更の登記 | 322 |
| 第3 本店移転の登記 | 322 |
| 第4 支店の設置、移転及び廃止の登記 | 322 |
| 第5 業務執行社員の加入、退社等に関する登記 | 323 |
| 1 業務執行社員が加入した場合 | 323 |
| (1) 業務執行社員が加入した場合 | 323 |
| (2) 業務執行社員以外の社員が業務執行社員となった場合 | 323 |
| 2 業務執行社員が退社した場合等 | 323 |
| (1) 総社員の同意による場合 | 323 |

- (2) 業務執行社員でなくなった場合 324
- 3 業務執行社員が退社し、加入した場合 324
 - (1) 業務執行社員が死亡し、その相続人が加入した場合 324
- 4 株式交換によって株式交換完全子会社の株主が業務執行社員となった場合 324
 - 株式交換完全親会社がする株式交換の登記 324
- 5 社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合 326
- 6 社員の除名の判決が確定した場合 326
- 7 社員の業務執行権消滅の判決が確定した場合 326
- 第6 代表社員に関する登記 326
 - 1 代表社員が就任した場合 326
 - 2 代表社員が辞任、死亡した場合 326
 - 3 代表社員の商号変更があった場合 326
 - 4 代表社員の本店移転があった場合 326
 - 5 職務執行者を1名選任している代表社員において、当該代表社員の本店を移転し、職務執行者の住所移転又は氏名変更があった場合 327
 - 6 職務執行者を1名選任している代表社員において、当該代表社員の商号を変更し、新たな職務執行者をさらに1名選任した場合 328
- 第7 存続期間又は解散の事由に関する登記 328
- 第8 合同会社を合名会社（又は合資会社）とする種類変更の登記 328
 - 1 合名会社（又は合資会社）についてする設立の登記 328
 - 2 合同会社についてする解散の登記 329
- 第9 組織変更の登記 329
 - 1 株式会社についてする設立の登記 329
 - 2 合同会社についてする解散の登記 331
- 第10 合併に関する登記 331
 - 1 新設合併の場合（合同会社） 331
 - (1) 新設会社 331
 - (2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。） 332
 - 2 吸収合併の場合 333

- (1) 存続会社（合同会社） 333
- (2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。） 333
- 3 合併無効の判決が確定した場合 334
 - (1) 新設合併の場合 334
 - ア 新設会社 334
 - イ 消滅会社 334
 - (2) 吸収合併の場合 334
 - ア 存続会社（合同会社） 334
 - イ 消滅会社 335

第11 会社分割の登記 335

- 1 新設分割の場合 335
 - (1) 設立会社（本店の所在地である場合） 335
 - (2) 分割会社（本店の所在地である場合） 337
- 2 吸収分割の場合 337
 - (1) 承継会社（会社法第760条）（本店の所在地である場合） 337
 - (2) 分割会社（会社法第760条）（本店の所在地である場合） 337
- 3 会社分割無効の判決が確定した場合 338
 - (1) 新設分割の場合 338
 - ア 新設会社 338
 - イ 分割会社 338
 - (2) 吸収分割の場合 338
 - ア 承継会社 338
 - イ 分割会社 339

第12 解散に関する登記 339

- 1 総社員の同意により解散した場合 339
- 2 その他の事由により解散した場合 339

第13 清算人の登記 340

- 1 清算人を選任した場合（会社法第647条第1項第3号）（最初の清算人） 340

〔参考〕 清算人が清算持分会社を代表する場合 340

- 2 清算人が辞任, 死亡した場合 341
- 3 清算人が就任した場合 (変更による清算人) 341
- 4 清算人を解任する裁判の場合 341
- 5 解任の裁判の取消決定が確定した場合 341

第14 継続の登記 342

第15 清算終了の登記 342

第8節 外国会社の登記 343

第1 初めて日本における代表者を定める登記 343

- 1 日本に営業所を設置しない場合 (代表者住所地における登記・会社法第933条第1項第1号) 343
- 2 日本に営業所を設置した場合 (営業所所在地における登記・会社法第933条第1項第2号の登記) 344

第2 日本に営業所を設置していない外国会社とその登記後, 新たに日本における代表者を定めた場合にする登記 (会社法第934条第1項) 及び日本に営業所を設置した外国会社とその登記後, 新たに営業所を定めた場合にする登記 (同条第2項) 345

- 1 日本に営業所を設置していない外国会社とその登記後, 他管轄に新たに住所を有する日本における代表者を定めた場合の新住所地とする登記 345
- 2 日本に営業所を設置した外国会社とその登記後, 他管轄に新たに営業所を設置した場合の新所在地とする登記 347

第3 日本に営業所を設置していない外国会社の全ての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転する登記 (法第935条第1項) 347

- 1 旧住所地とする登記 347
- 2 新住所地とする登記 348
 - (1) 他の代表者の住所地のない管轄登記所内への移転の場合 348

- (2) 他の代表者の住所地のある管轄登記所内への移転の場合（会社法第935条第1項ただし書） 348

第4 日本に営業所を設置している外国会社はその登記後、他の登記所の管轄区域内に営業所を移転する登記（会社法第935条第2項） 349

- 1 旧住所地とする登記 349
- 2 新住所地とする登記 349
- 3 他営業所所在地とする移転の登記（会社法第935条第2項ただし書） 349

第5 日本に営業所を設置していない外国会社が日本における代表者の登記後に営業所を設置する登記（会社法第936条第1項） 350

- 1 代表者の住所と異なる管轄区域内に営業所を設置する場合 350
 - (1) 代表者の住所地で行う登記（会社法第936条第1項、商登法第131条第4項、第51条、第52条） 350
 - (2) 営業所の所在地で行う登記（会社法第936条第1項） 350
- 2 代表者の住所と同一の管轄区域内に営業所を設置した場合（会社法第936条第1項ただし書） 350

第6 日本に営業所を設置している外国会社が営業所を閉鎖する登記（日本における代表者全員が退任しようとするときを除く。）（会社法第936条第2項） 351

- 1 閉鎖する営業所の旧所在地と日本における代表者の住所地が異なる場合 351
 - (1) 営業所の旧所在地とする登記（全ての営業所が閉鎖する場合） 351
 - (2) 全ての営業所が閉鎖された場合に日本における代表者の住所地においてする登記（会社法第936条第2項） 351
- 2 閉鎖する営業所の旧所在地と日本における代表者の住所地が同じ場合 351

第7 全ての日本における代表者が退任する登記 352

第8 公告の方法の登記（会社法第933条第2項第3号，第5号から第7号） 353

- 1 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げてする場合（会社法第933条第2項第5号，第939条第2項） 353
- 2 電子公告により公告を行う場合（会社法第933条第2項第6号） 353
 - (1) 電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合 353
 - (2) 事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合 353
 - (3) 貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合 354
- 3 いずれの方法も定めていない場合の公告方法（会社法第933条第2項第7号，第939条第4項） 354
- 4 外国会社の公告方法 354

第9 日本における代表者の変更の登記 355

日本に営業所を設置していない外国会社の全ての日本における代表者が交代し，後任者の住所が他の登記所の管轄区域内にある場合 355

- (1) 前任者の住所地である場合 355
- (2) 後任者の住所地である場合 356

第9節 登記の更正及び抹消 357

第1 登記の更正 357

- 1 個人商人の登記 357
 - (1) 商号の更正 357
 - (2) 営業所の更正 357
 - (3) 商号使用者の氏名及び住所の更正 357
 - (4) 営業の種類の変更 358
 - (5) 商人の氏名の更正 358
 - (6) 支配人を置いた営業所の更正 358
- 2 会社の登記 358
 - (1) 商号の更正 358
 - (2) 本店の更正 359

- (3) 目的の更正 359
- (4) 支店の更正 359
- (5) 存続期間の更正 360
- (6) 公告をする方法の更正 360
- (7) 発行可能株式総数の更正 360
- (8) 発行済株式の総数並びに種類及び数の更正 360
- (9) 取締役の氏名の更正 361
- (10) 代表取締役の住所の更正 361
- (11) 監査役の就任年月日の更正 361
- (12) 株式の譲渡制限に関する規定の更正 362
- (13) 株主名簿管理人の住所の更正 362
- (14) 新株予約権を行使することができる期間の更正 362
- (15) 社員の氏名の更正 363
- (16) 社員の住所の更正 364
- (17) 有限責任社員の出資の目的の更正 364
- (18) 日本における代表者の氏名の更正 364
- (19) 解散の年月日の更正 364
- (20) 支配人の氏名の更正 365
- (21) 支配人の住所の更正 365

第2 登記の抹消 366

1 個人商人の登記 366

- (1) 営業譲渡の際の免責の登記の抹消 366
- (2) 後見人の営業所移転の登記の抹消 366
 - ア 旧所在地である場合 366
 - イ 新所在地である場合 367
- (3) 営業の種類の変更の登記の抹消 367

2 会社の登記 368

- (1) 商号変更登記の抹消 368
- (2) 取締役の就任の登記の抹消 368
- (3) 株式の譲渡制限に関する登記の抹消 369

〔参考〕新株予約権の行使期間満了の抹消 369

(4) 清算終了の登記の抹消 371

(5) 社員の退社の登記の抹消 371

第10節 婚姻前の氏の申出に関する登記 372

第1 株式会社の場合 372

- 1 設立の登記の申請と同時に取締役につき商業登記規則第81条の2第1項の申出があった場合 372
- 2 取締役及び代表取締役の重任の登記の申請と同時に当該取締役及び代表取締役につき商業登記規則第81条の2第1項の申出があった場合 372
- 3 取締役及び代表取締役の氏の変更の登記の申請と同時に当該取締役及び代表取締役につき商業登記規則第81条の2第1項の申出があった場合 373

第2 持分会社の場合 373

- 1 合名会社の設立の登記の申請と同時に代表社員である社員について商業登記規則第88条の2第1項の申出があった場合 373
- 2 合資会社の社員（法人である場合）の加入による変更の登記の申請と同時に当該社員（各自会社を代表する場合又は当該社員が代表社員である場合）の職務執行者につき商業登記規則第90条において準用する同規則第88条の2第1項の申出があった場合 374
 - (1) 無限責任社員（各自代表）の場合 374
 - (2) 加入する無限責任社員が代表社員である場合 374
- 3 新たな職務執行者の就任による職務執行者の変更の登記の申請と同時に当該職務執行者について商業登記規則第92条において準用する同規則第88条の2第1項の申出があった場合 375
- 4 合同会社の業務執行社員以外の社員である法人が業務執行社員となったことによる業務執行社員の変更の登記の申請と同時に当該社員の職務執行者について商業登記規則第92条において準用する同規則第88条の2第1項の申出があった場合 376

- 5 合同会社の代表社員である法人の職務執行者の氏の変更の登記の申請と同時に当該職務執行者について商業登記規則第92条において準用する同規則第88条の2第1項の申出があった場合 376

第11節 経過措置（会社法施行時）…………… 378

第1 株式会社に関する経過措置 378

- 1 施行前の登記 378
- 2 施行後の登記 380
- 3 支配人登記の移行 384
 - (1) 支店所在地にて行う移行の登記 384
 - (2) 本店所在地にて行う移行の登記 385
- 4 支店登記の移行 385
 - (1) 履歴事項証明書として出力した場合 385
 - (2) 現在事項証明書として出力した場合 387

第2 特例有限会社に関する経過措置 387

- 1 施行前の登記 387
- 2 施行後の登記 388
- 3 公告をする方法に関する職権登記 390
 - (1) 整備法第136条第16項第3号に基づく職権登記（施行前に合併等の公告方法を電子公告とする旨を定款上定めていた場合） 390
 - (2) 整備法第136条第16項第3号に基づく職権登記（施行前に合併等の公告方法を定款上定めていない場合） 390
 - (3) 整備法第136条第16項第3号に基づく職権登記（施行前に合併及び分割の公告方法でそれぞれ異なる公告方法を定款上定めている場合。整備法第5条第4項） 391
- 4 株式会社への商号変更を行う場合 391
 - (1) 株式会社についてする設立の登記（整備法第46条、会社法第911条） 391
 - ア 商号変更の時に役員が就任した場合 391

- イ 商号変更の時に役員が任期が残存する場合（各自代表） 392
 - (2) 特例有限会社の解散の登記（整備法第46条） 394
 - 5 特例有限会社において取締役が1名になったことに伴い代表取締役の氏名を抹消する場合 394
 - 6 有限会社が清算人を選任した場合（最初の清算人） 395
- 第3 合名会社及び合資会社に関する経過措置 396**
- 1 合名会社 396
 - (1) 施行前の登記 396
 - (2) 施行後の登記 396
 - 2 合資会社 397
 - (1) 施行前の登記 397
 - (2) 施行後の登記 398
 - 3 公告をする方法に関する職権登記 400
 - (1) 整備法第136条第10項に基づく職権登記（施行前に合併の公告をする方法を電子公告とする旨を定款上定めていた場合） 400
 - (2) 整備法第136条第10項に基づく職権登記（施行前に合併の公告をする方法を定款上定めていない場合） 400
- 第4 委員会設置会社に関する経過措置 401**
- 1 委員会等設置会社として設立された会社についての経過措置 401
 - 2 設立後に委員会等設置会社となった会社についての経過措置 401
- 第12節 経過措置（その他）..... 402**
- 第1 会社法の一部改正（平成26年法律第90号）に伴うもの 402**
 - 1 会社法の一部を改正する法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合 402
 - 2 会社に対する責任の制限の登記 402
 - (1) 施行前の登記 402
 - (2) 施行後の登記 403
 - 3 指名委員会等設置会社に関する登記 403

- (1) 委員会設置会社として設立された会社についての職権登記 403
 - (2) 設立後に委員会設置会社となった会社についての職権登記 403
 - 4 改正後の社外取締役の要件を満たさないこととなった取締役についてする登記（社外監査役の場合も同様） 404
 - 5 社外取締役である旨を抹消する場合（平成26年会社法改正法附則第22条第2項の規定による経過措置の期間内における抹消） 404
- 第2 商業登記規則改正（平成27年法務省令第5号）に伴うもの 405
- 株式会社の代表取締役である取締役について平成27年法務省令第5号附則第3項の申出があった場合 405